

学生諸君へ

明治大学

☆☆再び学生会費について☆☆

大学において学生がいかなる役割を担うべきか、また学生がいかなる権利がどのような形で保証されるべきかという問題は今日の大学が直面している主要な問題の一つであります。

大学改革準備委員会は「大学における学生は固有の権利と義務をもって大学を構成する一員として、その役割に応じた自治能力をもつものとして位置づけなければならない」(中間報告 p.43 学生の地位と役割)という見解を出していますが、そのためにはすべての学生諸君が大学の現状を正しく認識し、それぞれが大学の自治について真剣に自らの問題として考えることが前提条件であります。

大学はこれまで、学生自治の代表であるべき現在の学生会および学苑会の中執がその機能を失っていることと判断していることを再三表明してきました。このことは形式的にも実質的にも十分証明できます。

現在の中執を否定したとしてもそれは大学における学生の自治そのものを否定することではありません。

大学は現在の混乱を続ける学生の自治、ひいては大学の自治の回復を心から願うが故に、現在の本学における学生自治の憂うべき現状を訴え学生自身の手による学生自治の回復を期待しているのであります。

大学は学生諸君がこの大学の批判を学生自治回復のための一提言として受取り、学生諸君の討論の素材とすることを期待します。

1. 暴力の否定

大学の自治を守り育てるためには、時の権力からの大学への不当な介入を排除するばかりでなく、学内におけるあらゆる暴力を否定しなければなりません。しかし最近一部の学生の中には、自らの理論を狂信し、他の思想、信条の一切を否定し、これに暴力を振ることが日常化しております。

しかも暴力行為が授業中の教室にまでおよび、学生のみか教職員の身体、生命の危険さえ感じられるに至っては、大学の自治は暴力によって踏みじられているといえます。暴力こそは自治にとって最大の敵であり、いかに自らの暴力を理くつをもって正当化しようとも絶対に許されるべきではありません。学園からいかなる暴力をも一掃するために教職員はもろん、すべての学生諸君が立ち上る必要があります。

2. 自治会は一部政治団体の私物ではありません。

現在の学生自治会は、外部の政治団体に私物化され、または派閥間の勢力争いの具に用いられているといえるのではないのでしょうか。

学生自治会を私物化しているのは極く一部の閉鎖的學生集団であり、彼らは学生の自治の名のもとに他からの批判の一切を拒絶し、耳を傾けようとはしません。これら集団にあつては自治会はセクトの政治目的を合法化するための形式的組織と資金ルートとしての意味しかありません。このことは彼ら自身現在の自治会を「ポツダム自治会」と称して否定しながら、それを利用しているのをみても明らかであります。このような現在の自治会、執行部は学生自治のにない手に働いていないし、学生自治のためにも大学の自治のためにも厳しく否定されなければならないと考えます。このことは学生の政治活動の自由とは全く別の次元の問題であります。

3. 相互批判と協力の精神

現在の大学には否定され、或いは改革されるべき側面が多数あります。それ故にこそ相互に批判し合い協力し合うことによつて、新しい大学を創造することが必要なのです。またそのことこそ大学の自治の内容でなくてはなりません。昨年学生が大学に要求した「六項目要求」は、その内容の当否はともあれ、大学に対する改革の要求であり、それ故に大学はその主張するところを理解し学生との討論に応じようとしたことは「6項目要求に対する大学の見解」(44.6.11学生会中執などの「6項目要求」についてパンフ)などでも明らかではないのでしょうか。しかし44年6月の「学生大会」が「大学解体」を叫ぶ全共闘にその戦術の一切を委任したことは、この改革要求が大学解体のための一手段にすぎなかつたことを暴露したものと云えます。

真理探求の場である大学において、その構成員の一つである学生が、何らかの形で大学当局を批判することがあるのは当然であります。それを受け入れ実行してゆくためには全大学構成員相互の自由な批判と、それを素直に受けとめる協力の精神が必要でありましょう。

今日大学の自治と学生の自治の関係についてさまざまな論議が行われていますが、この相互批判と協力の関係が基本にならなければならないことは当然であります。このことは学生内部の各集団の間にもあてはまることであり、そのためにこそ学生の自治は、自治会のすべての機構が学生の討論の場として開放され、自由な批判と協力の関係が保障されなければなりません。

4. 学生会学苑会規約の遵守

以上のごとくこれまで大学の自治、学生の自治についてのいくつかの基本的な問題を提起しましたが、この基本的な観点に立つた上で、先に大学が「学生自治への提言」の中で指摘した次のような学生会、学苑会規約違反の問題が是正されなければなりません。すなはち

- (1) 学生会規約前文の崇高な精神を無視していること。
- (2) 定例学生大会が39年以降一度も開かれていないこと。
- (3) 中執委員の選出過程とその構成員が公開されていないこと。
- (4) 会計監査が39年以降実行されてないこと。
- (5) 学苑会においては学生大会の決議もなく一部の学生によりパリストが実行されたことなどの問題であります。

これらの事実はずべての学生が監視し、正してゆかねばなりません。自らの規約を自らが忠実に実行することがあらゆる自治組織運営の基本であります。

さらにこれもすでに指摘しましたように、現在の学生会規約にはそれ自体いくつかの不備が考えられ、これが現在の非民主的な自治会運営を許す一要因になっていると思われるので全学生の討論によって規約が是正されることを望まれます。

とりわけ、文学部、工学部、各学生会のように規約すら不明のところから学生会が存在すること自体不思議なことであり、これは早急に討論の中から整備される必要があります。

さらに学部学生会における学生委員、中執委員、大会代議員等の選出過程とその構成員の公表、重要問題決定の際の全学生による投票などは自治会運営の初歩として実現されるべき問題だと考えます。

大学は、全学生諸君から学生会費を代理徴収し、それを預かっている責任上、各学部自治会および学生会、学苑会が次の諸措置をとり、運営が正常化されるまでは、学生会費の支払いを凍結します。

大学が学生自治正常化のために必要と考えている諸措置は、

- (1) 学部学生大会を開催し、その代議員名、選出された執行委員名および予算、決算を公表すること。
- (2) 定例の学生大会あるいは学苑会大会を開催し、その代議員名、選出された執行委員名および予算、決算を公表すること。

以上であります。

学生会費は規約によれば学生大会の議を経て運用されるべきものと思われれますから、文連、理科連、体育会、応援団、研連等のサークルに対しては、学生会費の支払いを行なうのは望ましくないと考えます。しかし自治会中執が不正常なためにサークルその他の自治活動が全面的に重大な支障を受けるとなるとは、大学としてもしたくありません。

したがって大学は当面、役員名が明確であり、会計が公正におこなわれていることが証明されるサークル関係諸団体および上記の諸措置をとった学部自治会に対して、所定の手続きにもとづいて、貸付金の交付をおこなうことにします。

もちろん自治会中執が上記の諸措置をとって正常化した時は、大学は学生会費の凍結をただちに解除します。しかし今年12月末までに自治会の正常化が実現しなければ大学は今年度学生会費の支払いの手続きについて、大学独自の判断をくださざるを得ないし、来年度以降の学生会費の代理徴収についても、再考慮せざるを得ないと考えています。

再三指摘してきたように、現在学生の自治は重大な岐路に立たされています。学生の自治、大学の自治は、その構成員ひとりひとりの自覚と、勇気ある実行力がなければ成り立たないということを、すべての学生諸君に訴えます。